

I 基本事項

- (1) 委員ごとに、採点表に示す項目ごとに採点する。
 (2) 全委員の得点を審査項目ごとに平均し、それぞれの平均得点が配点の6割に満たない団体は失格とする。
 (地域要件は除く)

II 応募団体が1者の場合

- (1) 全委員の得点を審査項目ごとに平均し、それぞれの平均得点が配点の6割以上の得点となった応募者を優先交渉権者とする。
 (地域要件は除く)

III 応募団体が2者の場合

- (1) 各委員ごとに合計点の高いものから順位を付け、第1位と採点した委員を多く獲得した団体を優先交渉権者、2番目に多く獲得した団体を次点交渉権者とする。
 (2) 第1位と採点した委員が同数である場合は、各委員の合計点を集計した点数(総合計点)がより高い団体を優先交渉権者、他方を次点交渉権者とする。
 (3) 総合計点も同点の場合は、ネーミングライツ料がより高い団体を優先交渉権者とし、次に高い団体を次点交渉権者とする。
 (4) ネーミングライツ料も同点の場合は、委員の合議で優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

IV 応募団体が3者以上の場合

- (1) 各委員ごとに合計点の高いものから順位を付け、第1位と採点した委員を最も多く獲得した団体を優先交渉権者、2番目に多く獲得した団体を次点交渉権者とする。ただし、すべての委員が第1位とした団体があった場合は、その団体を優先交渉権者、第2位を最も多く獲得した団体を次点交渉権者とする。
 (2) 第1位と採点した委員が同数である場合は、その団体のうち第2位をより多く獲得した団体を優先交渉権者とする。
 ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合は、各委員の合計点を集計した点数(総合計点)がより高い団体を優先交渉権者とする。
 (3) 総合計点も同点の場合は、ネーミングライツ料がより高い団体を優先交渉権者とし、次に高い団体を次点交渉権者とする。
 (4) ネーミングライツ料も同点の場合は、委員の合議で優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

V 採点表

No	審査項目	審査ポイント	採点				
1	愛称案 (20点)	市民に分かりやすく、呼びやすいか	20	16	12	8	4
2	契約期間 (20点)	契約期間の長短					
3	提案金額 (50点)	金額の多寡					
4	地域貢献 (5点)	地域貢献の活動実績(過去5年以内)又は計画	5	4	3	2	1
5	地域要件 (5点)	市内に本社、支店又は営業所等を有するか (有:5点、無:0点)					
合計							

VI 採点の判断基準

- (1) 審査項目1(愛称案)・4(地域貢献)

判断基準	得点	
	審査項目1	審査項目4
優れている	20	5
やや優れている	16	4
普通	12	3
やや劣っている	8	2
劣っている	4	1

(2) 審査項目2 (契約期間)

期間	得点
10年	20
9年	19
8年	18
7年	17
6年	16
5年	15

※歩道橋の場合

期間	得点
10年	20
9年	19
8年	18
7年	17
6年	16
5年	15
4年	14
3年	13

※1年に満たない期間の提案があった場合は、切り上げた年数の得点とする。

(3) 審査項目3 (提案金額)

応募者中、応募金額が最高であるものを1位とし、配点の満点である50点を付与する。
他の応募者の得点は、1位の金額(最高応募金額)を用いて、下記の式により算出する。

得点 = $50 \text{ 点} \times \text{当該応募金額} / \text{最高応募金額}$

※少数点以下切り捨てとする。